令和3年第3回立科町議会定例会会議録

- 1. 招集年月日 令和3年9月16日(木曜)
- 1. 招集の場所 立科町議会議場
- 1. 開会 午後1時30分 宣告
- 1. 応招議員

1番 今井 健児2番 芝間 教男3番 中島 健男4番 中村 茂弘5番 森澤 文王6番 今井 清7番 村田 桂子8番 榎本 真弓9番 森本 信明10番 滝沢寿美雄11番 今井 英昭12番 田中 三江

- 1. 不応招議員 な し
- 1. 出席議員 12名
- 1. 欠席議員 な し
- 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳

総務課長 齊藤明美 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明

教育次長 櫻井 豊 建設環境課長 篠原英男

産業振興課長 今井一行 たてしな保育園長 山口恵理

庶務係長 田口 仁 代表監査委員 関 淳

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏 書記 伊藤百合子

散会 午後4時02分

議長(田中三江君) 皆さん、こんにちは。本日、審議最終日となりましたが、最後まで慎重 審議のほど、よろしくお願いいたします。

これから、本日9月16日の会議を開きます。

報告します。羽場会計管理者から欠席届が出ております。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び 生中継、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第48号~日程第17 陳情第4号

議長(田中三江君) 日程第1 議案第48号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定 いついてから、日程第17 陳情第4号 立科町の公共交通改善についての陳情までの 17件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認め、一括議題とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会及び決算特別委員 会に付託し審査をされておりますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。

森澤文王総務経済常任委員長。登壇の上、報告願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番(森澤文王君) 5番、森澤でございます。

総務経済常任委員会より、審査報告を申し上げます。付託案件につきましては、審査経過の中で併せて申し上げます。

審查経過。

令和3年9月6日に付託された標記案件を審査するため、9月10日に常任委員会を 開催し、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりです。

(1) 議案第48号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について。

第3条の改正は前回の改正の際に削除したが、削除が不適正だったと判断し、今回 条文を復活するための改正であること。また、令和3年度以降の冬山営業に関する料 金を上限額として引き上げ改定するもので、施設向け料金、町民料金などは、これら を上限として町の承認を得た上で指定管理者が別に定めること。デポジットの取扱い について、取扱いの詳細についての説明を受け、原案を賛成多数で可決しました。

(2) 議案第49号 令和3年度立科町一般会計補正予算(第3号)について。

歳入全款、歳出のうち、【2款】総務費(3項戸籍住民基本台帳費を除く)、 【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【12款】予備費。 歳入については、【19款】繰入金では、前年度繰越金及び普通交付税の額確定により、財政調整基金繰入金を皆減したとの説明を受けました。

歳出については、【2款】総務費では、1項総務管理費のうち、財産管理経費で工事請負費は旧若草保育園跡地整備に係る経費であり、別荘等貸付け地管理経費の設計管理測量委託料は貸付け地の名義変更及び新規契約の増加に伴う境界復元の測量委託料であるとの説明を受け、企画一般経費で個人情報保護制度見直しに伴う例規影響調査業務では、法律の改正等により個人情報保護条例と関係する例規の改正廃止等を行うため調査業務が必要であること。地域情報通信経費において、高度無線環境整備推進事業の事業進捗状況等の説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、1項農業費のうち、道の駅関係費について説明を受けました。

【6款】商工費、【12款】予備費を含め、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第52号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について。

原案を全会一致で可決しました。

(4) 陳情第4号 立科町の公共交通改善についての陳情。

原案を全会一致で採択しました。

審査結果、本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長(田中三江君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、今井 清社会文教建設常任委員長。登壇の上、報告願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番(今井 清君) 6番、今井 清です。

それでは、社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。1の付託案件につきましては、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和3年9月6日に付託された標記案件を審査するため、9月9日に常任委員会を 開催し、慎重に審査を行った内容の大要は次のとおりです。

(1) 議案第49号 令和3年度立科町一般会計補正予算(第3号)について。

歳入のうち、【22款】町債、歳出のうち【2款】総務費3項戸籍住民基本台帳費、

【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費。

歳入では、【22款】町債のうち、1項町債5目土木債では町道白樺湖大門峠線道路 改良による増額との説明を受けました。 歳出では、【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費では、職員の住居事情等の変更による職員手当の増額との説明を受けました。

- 【3款】民生費のうち、1項社会福祉費1目社会福祉総務費では、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の事務に係る時間外勤務手当の増額との説明を受け、2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について、新型コロナウイルスの影響により所得の減少した子育て世帯に対する給付金の増額補正、3目保育所費では、町外保育施設入所児童分の保育委託料の増額補正との説明を受けました。3項高齢者福祉費1目高齢者福祉総務費では、職員の住居、事情等の変更による職員手当の減額との説明を受けました。
- 【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費4目環境衛生費では、出生に伴う職員の被 扶養者の増及び職員の住所の移動に伴う職員手当の増額との説明を受けました。
- 【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費2目道路新設改良舗装費では、道路改良箇 所の説明を受けました。
- 【 9 款】教育費のうち、2項小学校費1目学校管理費では、屋根の破損による体育館北側倉庫移転費用及び防火対策のため、体育館の一部窓ガラスを網入りガラスに交換する費用の増額、4項社会教育費2目公民館費について、公民館事業経費では区及び部落等の集会所に対する補助金の増額等の説明を受け、原案を全会一致で可決しました。
- (2) 議案第50号 令和3年度立科町介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

歳出のうち、【5款】諸支出金は、令和2年度分に係る返還金の増額補正であり、 返還金は国県及び支払い基金であること、その内訳について説明を受け、原案を全会 一致で可決しました。

- (3) 議案第51号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算(第2号)について。 原案を全会一致で可決しました。
- 3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則 第77条の規定により報告いたします。

以上でございます。

議長(田中三江君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 [(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、今井 清決算特別委員長。登壇の上、報告願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番(今井 清君) 6番、今井 清です。

それでは、決算特別委員会の審査報告を申し上げます。1の付託案件の審査につきましては、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審查経過。

令和3年9月3日付で付託された標記案件を審査するため、9月13日及び9月14日 に決算特別委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の大要は、次のとおりです。

(1) 議案第53号 令和2年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

原案を全会一致で可決しました。

(2) 認定第1号 令和2年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入では、町税の収入未済額、減免、徴収猶予、差押え等について詳細な説明を受けました。町税や使用料の徴収については、コロナ禍で訪問徴収等が困難な状況である中、徴収努力は認められましたが、引き続き、効率的で有効な徴収体制の強化を図り、自主財源の確保に、より一層の努力を求めました。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対策の各種事業の取組状況、会計年度任用職員の雇用状況、電算共同化への移行状況、移住・定住施策の推進状況、権現の湯の経営状況、地域交通対策への取組状況、障害者支援サービスの生活介護の状況、多面的機能支払交付金事業の取組状況、道路や河川の整備状況、小・中学校タブレット活用状況、災害復旧事業の進捗状況等の説明のほか、実施した各事業の詳細な内容説明を受けました。

コロナ禍において、新型コロナウイルス感染症対策の各種事業展開が図られるとと もに、住民サービスの向上に資する事業展開が図られていると認められました。引き 続き、新型コロナウイルス感染症対策の各種事業への取組を期待するものです。

歳入歳出とも、適正な予算執行を認め、全会一致で認定しました。

(3) 認定第2号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

歳入については、国民健康保険税の滞納者の状況について説明を受け、歳出では、 保険証の交付状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

(4) 認定第3号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

後期高齢者医療保険料の滞納者の状況及び保険料軽減対象人数について説明を受け、 賛成多数で認定しました。

- (5) 認定第4号 令和2年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。 歳入では、介護保険料の滞納者の状況について説明を受け、歳出では、生活支援体 制整備事業、基金積立金等について説明を受け、賛成多数で認定しました。
- (6) 認定第5号 令和2年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定について。

貸付金償還収入の未収金の状況、徴収の状況等について説明を受け、全会一致で認 定しました。

(7) 認定第6号 令和2年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

使用料の未収金の状況、滞納者の状況等について説明を受け、全会一致で認定しま した。

(8) 認定第7号 令和2年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

使用料の未収金の状況、滞納者の状況、処理件数の推移等について説明を受け、全 会一致で認定しました。

(9) 認定第8号 令和2年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について。

下水道分担金の滞納者の状況等について説明を受け、全会一致で認定しました。

(10) 認定第9号 令和2年度立科町水道事業会計決算認定について。

水道事業の配水量、有収水量、有収率等の説明を受けるとともに、供給単価及び給 水原価に係る年間有収水量、給水収益、経常費用等について説明を受け、全会一致で 認定しました。

(11) 認定第10号 令和2年度立科町索道事業特別会計決算認定について。

索道事業の指定管理者への移行後の状況、指定管理者からの収入、未処理欠損金等 について説明を受け、賛成多数で認定しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、立科町議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

議長(田中三江君) これから討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。2番、芝間教男 君。登壇の上、発言願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番(芝間教男君) 2番、芝間です。

議案第48号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から計論を行います。

まず、今回提出された本条例の冬山運賃について、新旧を比較すると、あまりの運賃の上昇について驚くばかりです。例を見ますと、大人1回券300円であったものが倍の600円、子供200円であった部分が350円、大人1日券は4,000円から4,800円、シーズン券大人4万円であったものが6万円、そして、新たに付け加えられたロング

シーズン券は、なんと8万円であります。

町からの説明によれば、この金額は指定管理者から示された金額を変更することなく、全て提示された額のとおりということであります。その理由を尋ねると、指定管理者は全国のスキー場の情報を有しており、その分析の結果であるということでありました。

しかし、立科町近隣のスキー場の全シーズンの料金を見ますと、車山スカイパーク1日券4,200円、シーズン券は4万円、湯の丸高原スキー場1日券4,300円、シーズン券は3万5,000円、小海リエックス1日券4,000円、シーズン券は3万8,000円、八千穂高原スキー場1日券3,500円、シーズン券3万5,000円であり、シーズン券8万円という設定をしているスキー場は、私の調べた限り、料金の設定方法はそれぞれのスキー場により様々ですが、長野県内、志賀高原、北志賀、白馬、栂池も含め見当たりませんでした。

町からの説明では、料金の値上げに際し、スキー場の品質をブランド化したスキー場とし、金額にふさわしいスキー場を目指しているということでしたが、それならば、まずその改善を先に行い、変化に飛んだ楽しいゲレンデ、おいしい食事、行き届いたサービスなどを、まず来てくださるお客さんに示してから、この条例の改定を検討すべきではないかと思います。

この額が上限であるということではありますが、果たして、この一挙に高額となる料金の設定に、町民の理解が得られるでしょうか。私は町長が立科町のスキー場について公設民営化を行い、経営を指定管理者に移行したことについては大賛成で、すばらしい実績であると思います。

しかし、この料金設定で近隣や首都圏からのお客さんが果たして来てくれるだろうか、経営の危機に陥らないだろうかと危惧する次第です。

ですから、町民の血税を投資してできているこのスキー場でありますので、町もさらに考え、独自の調査をして再考をお願いして、私の反対討論といたします。

議長(田中三江君) ほかに反対討論はありますか。7番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番(村田桂子君) たくさんの議題に、議案にわたりますので、ちょっと長くなりますけれ ど、ご了承ください。

まず、議案第48号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論いたします。

この条例は索道事業のゴンドラリフトなどの利用料金の値上げと、ICカードゲートシステム導入によるデポジットについて規定するための条例提案であります。

反対の理由の1、企業の経済性の発揮と公共の福祉を増進、観光事業の進展に寄与することを掲げる経営の基本の復活であります。

前回削除したものを、そのまま復活することとしました。前回、私はスキー場運営の基本がなければ、指定管理者を指揮、監督することができないことを指摘し、削除に反対しましたが、理念を復活したことは当然のこととして評価をします。

しかし、その理念について、企業の経済性の発揮を行政の運営の基本に入れる必要 があるか疑問です。

スキー場の運営を指定管理に委譲しましたが、そもそも委譲することに反対ですし、 町所有のスキー場を企業が運営することになれば、企業の経済性の発揮は当然のこと、 行政の条例で規定すべきは公共の福祉の増進と観光事業の進展だけでよいと考えます。 2点目、冬山運賃の値上げについて反対です。

夏山料金に続いての値上げであり、しかも指定管理者の提案のまま、町は精査せず にそのまま上程したことは大問題です。夏山料金の設定、降雪マシンの大量導入に続 き、主体性を放棄しています。

町は企業経営の足かせはできるだけつけないことが基本方針としています。しかし、 一定の利益はあってしかるべきですが、もうけすぎはよくないと考えます。公共の福祉や観光の振興にブレーキとなるからです。

1、料金設定について、町の精査がなかったことは、主体性の放棄として大問題。 コロナ禍でスキー客が減少傾向であり、また町のスキー場の規模レベルからいって、 従来の料金が妥当だという指摘が同僚議員からありました。町はエリアが違うので比 較していないと回答しましたが、それならば、近隣と比べて料金が安すぎるから値上 げしたいとの指定管理者の提案理由は全く意味を持ちません。条件が違うからです。 町は主体性を放棄しています。それが、まず最大の反対理由となります。

2点目として、料金規定は上限であり、基本的なサービスのみを規定して、その範囲でほかのサービス料金を設定するからとの理由で、これまであった団体券、宿泊パック券を削除、町民への特別サービスだとする平日無料も規定されず、はっきりしているのは土日料金の値上げという事実です。

1回券、大人で300円から600円に、子供200円から350円に、1.5倍から2倍の値上 げ、1日券4,000円から4,800円、シーズン券大人4万円から6万円に、1.5倍の値上 げです。果たして町民優待となるのでしょうか。

3つ目、ICカードについてのデポジットの規定については、そもそも導入するの が当町のみであって、まだどこも設置されていないので、導入目的のスキーヤーの導 線把握の効果は疑問です。

また官公庁の補助対象にならなかったことで、町の負担は2倍、5,000万円ほどに膨れ上がりました。当然導入を見送るなど、検討すべきでしたが、導入ありきで進んでいます。

そもそも、今年11月20日にスキー場オープンの前倒しのために、最新の降雪マシンを大量に用意し、スキー客の誘客につなげるとして、2億円を超える予算をつぎ込み、

スキー経営に大きな弾みを用意してあげました。

本来ならば、この効果を見極めるためにも、料金は従来どおりとして早期オープンによる誘客効果がシーズン中にどれほど影響するのかの検証のチャンスでした。早くオープンすることで、新たなスキーヤーが当地を訪れ、ファンになってもらい、シーズン中のリピーターとなる利用客の増加につなげるチャンスでしたが、シーズン料金が6万円に引き上げられれば、同じ料金ならば、もっと近いところにとなることは、自然な心理です。また従来のスキーヤーも離れることが予想されます。

町は、そうならないようにサービスをしていきたいと答えていますが、どんなサービスをするのか、具体的な提案、姿は示されていません。値上げに見合ったサービスとは何なんでしょうか。

料金収入は、全て指定管理者のものとなり、最新式降雪マシン落札で十分な利益を得た指定管理者にさらなる利益を提供するだけとなることは明らかです。

値上げによりお客が減少しないか、周辺の宿泊業者が心配しています。一方的な値上げで宿泊パックなどでの周辺事業者への影響も大きいことが伝わってきます。つまりは公共の福祉の増進や観光振興にブレーキをかけるものにならないか懸念しています。

以上、反対討論です。

次、決算の反対討論をいたします。

認定第3号 後期高齢者医療制度決算、これは75歳以上の高齢者だけで構成される 医療制度そのものが、高齢者いじめの制度として存立そのものに反対です。

しかも2年度は、均等割は据え置きましたけれども、所得割を8.3%から8.43%へと引き上げ、均等割そのものの軽減率も引き下げて、負担を増やしました。

年金は年々引き下げられ、2年度10月からは消費税が10%になり、可処分所得が減った上に医療保険料が引き上げられたのは、ダブル・トリプルパンチです。

また、以前、家族の扶養であり保険料の負担のなかった低所得高齢者への均等割軽減が9割から8.5割へ下げられましたが、さらに2年度は8.5割から7.5割へと一段と引き下げられ、均等割が据え置かれたとしても、年間6,136円から1万227円へと値上げされた人が392人いました。そのことが、実績報告には報告されていません。

最も低所得の方が被保険者の29.4%、約3割を占めます。また7割、5割、2割などの軽減者も含めると、合計1,073人が軽減を受けています。全体被保険者の8割を超えます。

軽減を受けなければならないほどの、ほとんど年金だけで暮らす高齢者のみを別立 てでの保険制度に囲い込み、保険料負担も2年ごとに年々増加させるなど、おおよそ 世代間の助け合いとは無縁の制度です。

また今年度以降、3年度以降ですが、75歳以上高齢者の医療費負担に2割負担を導入する動きもあり、一層高齢者を追い詰めるものとして反対します。この医療制度は

なくすべきだと考えます。

次に、認定第4号 介護保険の決算について討論を申し上げます。

令和元年度から65歳以上の人口は減少に転じ、令和2年は2,539人、認定者は430人で認定率16.7%、年々上昇しています。介護保険の給付費を見ると、認定者数は減っていますが、施設介護が増えたとのことで、給付費総額は増えています。

地域支援事業費は87%と減少しています。在宅で過ごすことが介護予防になりますが、施設介護の割合が増えています。決算の中では、事業の具体的な中身が見えてきませんでした。町は、単にお金のやり取りの事務が主で、介護に関わる実働は民間任せになっており、介護の実態が分からないのではないでしょうか。具体的な課題が見えない決算となっています。

介護保険の利用者に聞きますと、在宅で頑張っているがショートステイを利用したくても、介護士の不足により希望どおりには利用できないとか、特別養護老人ホームでの1ユニット10人分がクローズされ、入所者に制限がかかるなどの実態がありました。

決算では、コロナによるサービス抑制は見られなかったとしていますが、ヘルパーなどのマンパワー不足による施設入所の制限は起こっていました。ヘルパーの養成や 処遇改善に、国に改善を求めるのは当然ですが、町もその責任を果たさなければいけないと考えます。

またコロナ禍での感染防止対策、予防策のための施設の財政的、精神的負担は重く、 それに見合った町の支援がなかったことも指摘しておきます。

施設で働く職員や在宅を支えるヘルパーなどについては、定期的な検査や必要なと きに受けられる体制、コロナ禍に対応する施設への財政的補助もありませんでした。

介護保険の保険料についても、基本料金6,300円は県下5番目に高いものであり、 さらに3年度からは10.3%値上げされ、高齢者とその家族に負担がしわ寄せされてい ます。

社会的介護を掲げ創設された介護保険ですが、保険があって介護なしの危険がつき まとう脆弱な実態があること、もっと住民の実態をつかみ適切な支援策を町は講ずる べきと考え反対します。

次に、認定第10号 索道事業特別会計決算認定について反対します。

そもそも指定管理への移行には反対でした。特に今期は索道事業で働く会計年度任 用職員への対応が大変冷たいものであったことを指摘しなければなりません。

従事する労働者は、年度当初に簡単な名称と労働条件の変更を告げられ、十分な話 合いが持たれることもなく、10月末で指定管理者という民間労働者へと身分変更を迫 られました。12月のボーナスは支給されず、3月に持ち越されたようです。

賃金についてどうなるのか、議会で私は雇用だけでなく労働条件も含め保障をと求めましたが、当局は雇用の維持をお願いするが、条件まではと明確な保障を求めませ

んでした。働く住民は賃金がどうなるのか、ボーナスはどうなるのか、はっきりした 説明のないまま移行させられたと語っています。

本来公務員であり、会計年度任用職員になったことから、有給や交通費、期末手当など、正規職員と同様の待遇の改善を期待できましたが、その実態は不透明であります。

町の都合で、町直営から指定管理の民間に移行したわけですから、働く住民の不利 益にならないよう、最大限の努力をするのが町の責任です。

雇用期間もボーナスも、3月の段階では住民に告知したと説明していますが、それは一方的な通告であり、働く従業員の納得を得たものではないと考えます。

町の都合で変更させたわけですから、雇用期間をせめて11月1日までと規定し、期末手当も6分の4か月分は受け取る権利があると考えます。

労働組合がないばかりに、納得いかないことがあっても主張する手段がありません。 働いている人は住民がほとんどです。町所有のスキー場で働く住民に余りにも配慮の ない切り替え、不利益ではないでしょうか。

身分は10月末で変わっても、仕事は続いており、本来受け取るべきボーナスが受け 取れなかったこと、働く職員にとっては大きな不利益でした。

公務員の身分が変更させられたのですから、町はその条件がどのようになるのか、 確認する責任があります。12月の代わりに3月にはボーナスが支給されたのではない かとの推測が語られましたが、確認されていません。

その額については関知せずではなく、そこで働く住民が引き続き働いてくれたから こそ、支障なくスキー場運営が続けられたことを認識し、待遇の切下げには目を光ら せて監督すべきであることを申し上げておきます。

町のスキー場での運営を委譲しているだけなので、住民の不利益にならないよう、 それこそ公共の福祉の観点からもしっかりと監視すべきです。その姿勢が全く感じられないのは無責任であると指摘し、反対討論といたします。ご清聴ありがとうございました。

議長(田中三江君) ほかに反対討論はありますか。

〔(なし)の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。 賛成討論はありますか。 8番、榎本真弓君。 登壇の上、願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番(榎本真弓君) 8番、榎本です。

議案の一番最後について申し上げます。

認定第10号 令和2年度立科町索道事業特別会計決算認定について、賛成の立場で

討論いたします。

立科町索道事業は、町政要覧によりますと、1966年、昭和41年、蓼科牧場に最初のリフトが建設をされ、1969年、御泉水自然園が完成し、1980年は第3リフト設置、1984年は圧雪車購入、1985年、蓼科牧場ゴンドラリフトが運行開始を行っています。1986年、白樺スキー場が2in1スキー場に名称変更を行い、ペアリフトや圧雪車などを整え、今日に至る歴史ある索道事業であります。

昨年、立科町直営から民間企業の指定管理による運営となり、身分の保障、雇用の継続が順調に引き継がれ、他の自治体ではめったにない管理料をもらう形で、立科町にとっては好条件の契約となっています。

コロナという災害に襲われている今、指定管理の移行がもっと早くに行われていれば、町の収入増も事業者の経済押し上げも見込まれていたと、地域から残念がる声を聞いております。

日本経済新聞で長野市は、ピーク時は、約、年間100万人が訪れた飯綱高原全体で、その中の長野冬季五輪で行われた飯綱高原スキー場を2018年5月から無償で譲り渡すとして、事業譲渡を模索しておりました。しかしながら、公募期間内に応募がなかったため、令和2年2月16日をもって、55年間の長きにわたるスキー場を閉鎖したと報じています。

今後はリフトなどの撤去を行い復元するとあり、撤去費用が高額になると見込まれるし、地域経済に大きな影響をもたらすことは明らかです。

日本国内のスキー、スノーボード人口は、1998年、1,800万人から、2016人は580万人と最盛期の3割まで減少しています。過疎化や少子高齢化の進展もあり、スキー場周辺の宿泊施設や飲食店の廃業なども、スキー場の利用者減少につながり、さらに温暖化による雪不足が追い打ちをかけ、営業日数が確保できないスキー場も増えてしまいました。

さらに、昨年からのコロナもあり、インバウンドの期待はできない事態になっています。やがてコロナは落ち着くと思われますが、インバウンドが回復しても、安全、安心が最優先されるため、観光に関わるコスト増加は免れず、所得に余裕のある富裕層が中心顧客になると予想されています。

衰退したスキー場では、雇用もなくなります。過疎化が進行する要因にもなります。 やっと索道事業の経営体制が整いました。生き残りをかけ、運営会社も地域事業者も 必死の努力をしていくと思います。どうか、議会からも「白樺高原頑張れ」とエール を送っていただきたいと願うものです。

最後に、索道事業特別会計は、これで長きにわたる会計を閉じるわけですが、今回 提案されている決算の貸借対照表には、負債ゼロ円という決算で会計を閉じておりま す。高く評価いたします。

これからは、しっかりと新会計で新しい観光事業を支えていただきたいと願いつつ、

決算認定に賛成討論といたします。

以上。

議長(田中三江君) ほかに賛成討論はありますか。7番、村田桂子君。登壇の上、願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番(村田桂子君) それでは、3つの議案について賛成討論といたします。

まず1点目、令和3年度一般会計補正予算(第3号)です。

この予算の中で評価したいことは、一つはコロナ禍で所得が大きく目減りした低所得者世帯への給付金、子供1人当たり5万円支給を、共働き家庭へも拡大特別給付金の予算化です。国と県の財政負担により、45人分が追加で予算化されました。

また2つ目として、蓼科牛の佐久の食肉処理場閉鎖に伴い、松本や栃木など遠方に搬送される経費の差額を広域連合が支援する不足分を補填することとなり、1頭当たり1,980円で牛288頭、豚1,644頭を予定し、45万2,000円の予算化です。

来年度以降は、さらに広域連合が手を引く分、経費の20%、翌年度は40%を補填する意向も、町は明言しました。生産者は、まず、ほっとされることと思います。

昨年度、令和2年度までの町の負担金は、建設負担金と運営費負担金で約450万円 負担していました。1頭当たり8,000円にもなる経費の負担増を少しでも軽くするための新たな支援策が待たれます。蓼科牛ブランドの継続のために、少なくとも例年行ってきた程度の財政支援は可能と考えます。一層の支援が必要です。

これまで積み上げてきたブランド牛は、屠場変更による負担増や高齢化により、生産者が2人も減りました。若い生産者が希望を持って続けられるように、財政支援が後退しないように求めておきます。

次、認定第1号 令和2年度一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

令和元年度末から蔓延しはじめた新型コロナウイルスは、元年度末の突然の全国一 斉休校により大混乱を巻き起こし、人と人との接触という、社会の最も基本的な関係 を断ち切り、深刻な社会的、経済的、そして精神的な打撃を与えました。

とりわけ、観光と農業の町を標榜する当町においての打撃は甚大なものがありました。国が子育て家庭や各家族、女性の2人に1人と言われる非正規雇用労働者や若年労働者、アルバイトを頼りに暮らす学生などに深刻な影響を与え、当町もその対応に追われた年度でした。

感染拡大を予防する対策、マスク、消毒液、非接触型体温計、アクリルボードなど の備品購入など、また避難所での必要備品が配備されました。

国からの交付金も10億円を超え、それを基に様々な施策展開が試みられた1年でした。コロナ禍への対応として、町は町民向けに1人1,000円の飲食券配布、給食に代わる弁当購入補助、事業所向けに国の50%以上売上減という条件に当てはまらない事業者対象に補助、事業者対象に15%以上減少の事業者に一律10万円を167事業所に支

給という救済策を示しました。

また、臨時交付金を使ったプレミアム商品券や観光事業者向けSTAY信州inたてしなや冬満喫クーポン事業などを展開し、令和2年度中に休廃業した事業所はないとの成果を得ました。

担当課の総括でも事業者の経営維持に寄与し、感染拡大による影響を一定程度緩和することができたとの総括は評価します。

特に、全住民に支給された飲食券は83.6%が使われ、地域の飲食店が最後には大勢に一度に見えて断るくらいの盛況ぶりでした。期間がもう少し欲しいとの声もあり、 大きな効果があったと評価します。県外学生への食糧支援も行われ、喜ばれました。

また、テレワーク事業も大きな成果を上げました。ワーカーさんの育成では、いまや59人にもなるそうです。子育でや介護でまとまった時間の取れない方や引きこもり、 傷がいをお持ちの方がテレワークすることで社会参加が得られ、収入も得られること は大きな励みとなります。

コロナ禍において外注が進み、テレワークの実施が求められている中、企業の仕事 を町内に取り込み、受注額も令和元年度より2倍以上となっています。福祉型テレ ワークを標榜しており、町外・県外から視察研修が頻繁にあり、町が注目を集めまし た。町の環境を生かした移住者が増えることが期待されます。

子育で・教育分野では、生徒1人1台のタブレット配布が実施され、今年度からの本格運用につながりました。また、突然の学校休校に伴い、共働き家庭に大きな混乱を招きましたが、児童館がその期間中も開館し、子供たちを受け入れ、大きな役割を果たしたと評価します。

エレベーターも設置され、確定申告など大いに利用され、高齢化の進む当町にあって必要でした。評価します。

全体として、町民の切迫した事態にかみ合って対策が取られたものとして評価しますが、次の3つの点だけは改善を求めたいと思います。

1点目は、職員の働き方についてです。

4月末に職員が、過労によるものではないかと推測され亡くなるという痛ましい事故が起こりました。その後の対応について問題を残しました。町長は、5月の最初の職員朝礼で、そのことを報告せず、また原因究明についても消極的でした。120時間を超える残業があったと疑われましたが、勤務時間についても公表せず、その後の職員の労働時間の短縮や時間外手当の支給にどのように生かされたのかの報告もありませんでした。

半数を占める会計年度任用職員の時間や労働条件をめぐって、納得のいく話合いもなく、当町で働く職員一人一人が大切にされているという実感に乏しい状況を、複数職員より伺っています。

職員さんは大きな財産であり、一人一人の力が発揮される職場をつくることが、町

民利益につながります。今後の対応に期待するものです。

2点目は、佐久食肉センターの廃止をめぐる当町の取組がどうだったのか、後手後手だったのではないかということです。信毎の記事ではっきり公表されたのが5月末だったでしょうか。6月末の広域連合首長会議で、翌3月末で閉鎖との決定に反対をせず、生産者にもすぐに伝えることもなく、説明会を開いたのは9月になってから、町長は生産者や議会での反応に、何とか挽回しようと努力されたとは思いますが、結果的に廃止となってしまいました。

立科町の名を介した蓼科牛がようやくブランドとして世に知られるようになったのに、もう少しイニシアチブが発揮できなかったのか、もう少し生産者や議会とともに考え、議論し、打開策を構築する、模索するという取組ができなかったのでしょうか。 残念でなりません。今日の生産者の負担増を見るとき、行政の責任の重さを痛感します。

3つ目は、一般会計、国保会計ともに収入未済額の増大があったことです。軽減制度も僅かに利用されましたが、徴収を税務だけに任せるのではなく、担当職員も住民の下に赴き、また電話などもして、その生活実態をつかんで、次に続けること、そういうことが不足していたのではないかと思います。

職員の皆さんにしてみれば、経験したことのない新型コロナ感染症の拡大に翻弄された1年でしたが、今年も来年も、その影響は残ると思われます。少ない人数で業務は拡大する一方の行政の事務、町政にあっては、一人一人の職員の状況を把握し、やる気になる指導、負担を分散する目配り等、仕事に応じた金銭的対価も必要です。

大変だと思いますが、町民の命と健康、財産を守り、住んでいてよかったと思える 町づくり、住民にとって大切な仕事との認識とやりがいを持って、力が発揮してもら える職場づくりを目指してください。

また、町と議会、町民が一体となって、様々な難題に取り組める町づくりを期待して、賛成討論といたします。他の議案については、討論を省略し賛成といたします。

陳情第4号 立科町の公共交通改善についての陳情について、賛成討論を行います。 この9月30日で、千曲バスによる中仙道線の運行が廃止され、それに伴い町と佐久 市とが共同で中仙道線を新ルートで確保されたことを契機に、町内全域の公共交通を 見直してほしいとの趣旨で、立科町公共交通を考える会より提示された陳情で賛成す るものです。

本来、廃止が予定されていることを3月末には分かっていたのに、その後の対応がいまだに決まっていないことは、いかがなものでしょうか。佐久市の病院に通わなければならない住民はいらっしゃるので、その対応策はいまだに決まっていないことは、行政の怠慢と言わなければなりません。

これを機に全面的に見直し、佐久市や小諸市のようにデマンドタクシーを基本とする交通体系に変えることも検討してほしいと訴えています。

当町は鉄道がありません。バスやタクシーなどが公共交通の基本です。高齢化が進む町民への交通の確保は深刻な問題です。高齢者の運転事故を減らすための免許証の返上を促すためにも、公共交通の充実は欠かせません。さらに、観光客への対応も、平日だけではなく土日・祝日も必要です。さらに言えば、気候変動危機を打開するためにも、自家用車に代わり公共交通網の整備が不可欠です。

1日も早く町で生活する住民が医療機関へのアクセスが保障され、不安なく不便な 思いをすることもなく暮らせるための交通の整備、観光客誘客のための交通確保を求 め、当局のスピード感ある対応を求めて、賛成といたします。

議長(田中三江君) ほかに賛成討論はありますか。

[(なし)の声あり]

これで賛成討論を終わります。

ここで、議場換気のため暫時休憩とします。再開は2時40分からです。

(午後2時30分 休憩)

(午後2時40分 再開)

議長(田中三江君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

これから、日程第1 議案第48号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定 についてを採決します。

なお、この採決は、起立により行います。本案に対する委員長の報告は賛成多数で 可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、議案第48号は、賛成多数で可決されました。

次に、日程第2 議案第49号 令和3年度立科町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第50号 令和3年度立科町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第51号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第52号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に 関する財政上の計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第53号 令和2年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の 処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 認定第1号 令和2年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のと おり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定する ことに決定しました。

次に、日程第8 認定第2号 令和2年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のと おり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定する ことに決定しました。

次に、日程第9 認定第3号 令和2年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定についてを採決します。

この採決は、起立により行います。この決算に対する委員長の報告は賛成多数で認 定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[替成者起立]

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、認定第3号は、委員長の報告のと おり認定することに決定しました。

次に、日程第10 認定第4号 令和2年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認 定についてを採決します。

この採決は、起立により行います。この決算に対する委員長の報告は賛成多数で認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、認定第4号は、委員長の報告のと おり認定することに決定しました。

次に、日程第11 認定第5号 令和2年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決 算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のと おり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定する ことに決定しました。

次に、日程第12 認定第6号 令和2年度立科町下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のと おり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定する ことに決定しました。

次に、日程第13 認定第7号 令和2年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定する ことに決定しました。

次に、日程第14 認定第8号 令和2年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定する ことに決定しました。

次に、日程第15 認定第9号 令和2年度立科町水道事業会計決算認定についてを 採決します。

本件に対する委員長の報告は認定です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定する ことに決定しました。

次に、日程第16 認定第10号 令和2年度立科町索道事業特別会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立により行います。この決算に対する委員長の報告は賛成多数で認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

着席してください。起立多数です。したがって、認定第10号は、委員長の報告のと おり認定することに決定しました。

次に、日程第17 陳情第4号 立科町の公共交通改善についての陳情についてを採 決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。お諮りします。本件は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択する ことに決定しました。

◎日程第18 発委第7号

議長(田中三江君) 日程第18 発委第7号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題 とします。 各常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調 査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。 3 時から、第1委員会室において全員協議会を開催しますので、議員、理事者、説明員は参集願います。

なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催します。

再開は、議会運営委員会終了後となります。ご承知おきください。

(午後2時53分 休憩)

(午後3時35分 再開)

議長(田中三江君) 休憩前に戻り、議事を再開します。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第54号

議長(田中三江君) 追加日程第1 議案第54号 令和3年度立科町一般会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長(齊藤明美君) 議案第54号 令和3年度立科町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、事業者支援分の追加交付に伴うもの、及び8月降雨による災害対応に係る事業費の補正が主なものであり、事業を速やかに実施するため、今定例会に追加で上程するものでございます。

それでは、予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度立科町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,803万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を49億2,977万7,000円とするものです。

第2条地方債の追加は、第2表地方債補正による。

本日提出、立科町長。

2ページ、3ページは第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出です。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正は、8月降雨災害に伴う災害復旧事業を追加するものであります。 上段は、現年補助災害として限度額1,630万円、下段は、現年単独災害として220万 円を限度とし、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

5ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

それでは、6ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

【13款】分担金及び負担金1項負担金4目災害復旧費負担金は、農地農業用施設災害復旧事業に伴う受益者負担金として27万5,000円、【15款】国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で919万9,000円の増額補正です。これは、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置により、経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、きめ細かく支援の取組を着実に実施できるよう臨時交付金の特別枠として創設された事業者支援分の追加交付によるものとなります。

【16款】県支出金2項県補助金8目災害復旧費県補助金は、8月降雨に係る農地農業用施設及び林業施設の災害復旧事業について、県補助金をそれぞれ見込みで計上いたしました。

10目商工費県補助金は、県に対して交付される事業者支援分について、県独自の警戒レベル特別警報2の発出市町村に対して交付される1,120万円を計上いたしました。

【22款】町債1項9目災害復旧費は、農林水産業施設及び教育施設について、8月降雨災害復旧事業に充てるため、借入れを予定をするものでございます。

8ページをお願いいたします。

続いて、歳出になります。

- 【2款】総務費1項総務管理費3目財産管理費では、需用費、修繕料で、8月降雨による町有地内の土地洗掘等の修繕を行うほか、今後の台風等災害時に緊急対応できるよう100万円を増額補正するものです。
- 【5款】農林水産業費1項農業費3目農業振興費の委託料は、コロナ禍により、帰省をせず感染拡大防止に取り組んでいる立科町出身の学生等を応援するため、町の農産物を農業振興公社に業務委託して送付するための経費として50万円を計上いたしました。
 - 【6款】商工費1項2目商工振興費は、国権の交付金を活用し、地域経済の活性化

を目的とした事業者への新型コロナ感染症対策緊急支援金を対象事業者155件分を見込み、郵送料及び支援金を計上いたしました。

【10款】災害復旧費1項農林業施設災害復旧費1目農業災害復旧費は、8月降雨で被害を受けた農地・水路等で、補助災害復旧事業では、農地5か所、水路2路線に係る設計業務委託料360万円、工事請負費で3,600万円を見込み、農地等災害復旧事業補助金は、農地及び水路の復旧で6件分450万円を見込みました。

2目林業施設災害復旧費では、修繕料で林道1路線1か所分50万円を増額補正し、 災害復旧工事費では、林道3路線に係る4か所分1,140万円、合わせて設計監理業務 委託料を151万8,000円計上いたしました。

10ページをお願いします。

3項教育施設災害復旧費1目社会教育施設災害復旧費の災害復旧工事費は、権現山 運動公園キャンプ場の土砂崩落したのり面復旧工事及び危険防止柵の移設工事等で 247万1,000円を計上し、歳入歳出の差額1,506万9,000円は、予備費で調整をいたしま した。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決頂きますようお願い申し上げます。 議長(田中三江君) これから本案について、質疑を行います。質疑のある方の発言を許しま す。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[(なし)の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[(異議なし)の声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第55号

議長(田中三江君) 追加日程第2 議案第55号 財産の処分についてを議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長(齊藤明美君) 議案第55号 財産の処分について、提案理由の説明を申し上げます。 次のとおり財産を処分したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決 に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決 を求めるものでございます。

- 1、処分する財産は、旧茂田井保育園の土地及び建物でございます。
- 2、処分財産の表示は、宅地1筆及び保育所建物1棟で、記載のとおりでございます。
 - 3、相手方は、株式会社プレシャス・パーソンズ。
 - 4、処分金額は742万円。

本日提出、立科町長。

本案は、活用方針を町内企業の育成及び町外企業の誘致と定めた旧茂田井保育園について、当該法人より土地・建物の一括購入希望があり、町として、町内企業による町有地の有効活用及び町福祉計画の実行に資する事業展開が見込め、町民福祉の向上及び障がい者福祉の増進の観点から売却の相手方を定めたものであり、その者に売却するに当たり議会の議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長(田中三江君) これから本案について、質疑を行います。質疑のある方の発言を許しま す。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。
- 7番 (村田桂子君) 1点、確認しておきたいんですけども、保育園にじん肺になるような何でしたっけ、((アスベスト)の声あり)そうそうアスベストですね、ごめんなさい、ほかの保育園にはそのことがあって、解体にもちょっとなんて難色を示したことがありましたけれど、その危険性がないのかということが一点と、そのまま使われるんだと思うんですけれど、この金額については、土地鑑定評価をちゃんとお取りになった上でかということを確認してお願いします。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) お答えいたします。

まず、1点目、アスベストにつきましては、この建物につきましては、アスベストの含有建材等が含まれております。これを承知をしていただいた上での契約となっております。しかしながら、飛散型のアスベストではございませんので、今後解体等する場合につきましては、それなりの処分の手続が必要になるかと思いますけれども、通常で使用する場合につきましては特に問題がないと承知をしているところでございます。

続いて、2点目、価格につきましてですね。価格につきましては、事前に不動産鑑定を入れておりまして、それに基づく金額で契約をしております。

以上です。

議長(田中三江君) 7番、村田桂子君。

7番(村田桂子君) じゃ、その2つについて、アスベストあるけれども、とかく飛散するような性格じゃないから、解体しない限りその心配はないという認識ですね。それ、確認しました。

もう一つ、地域の、私もあそこ見ていて、茂田井の入口が大変狭いんですけれども、

すれ違うのにも、みんな遠慮しいしすれ違ったりしているんですけれど、そこの道路 の形状については、今後、町は変えるという、改善する予定はありますか。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) やはり事業者が増えるということで、若干、車の交通量が増える懸念も、地元の皆さんもされておりました。こちらにつきましては、事前に説明会を行った中で、意見等聴取をいたしまして、交通量も調査をいたしました。やはりスピードを、今の時点でも道幅が狭い上、スピードを出す等の車もいらっしゃるということで、これにつきましては、交通安全の観点から啓発等の処置を検討をしたいということで考えているところでございます。

以上です。

議長(田中三江君) ほかに質疑ございますか。

[(なし)の声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[(なし)の声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 同意第5号

議長(田中三江君) 追加日程第3 同意第5号 立科町教育委員選任について同意を求める 件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長(両角正芳君) 同意第5号 立科町教育委員選任について同意を求める件につきまして、 提案理由の説明を申し上げます。

教育委員の任命は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、町長が議会の同意を経て任命することとなっておりますので、今回同意をお願いするものでございます。

このたび、教育委員である池田 広氏が9月30日をもって任期満了となりますので、 引き続き、この池田 広氏を教育委員に選任するものでございます。

ご案内のとおり、池田氏は、昭和39年生まれ、立科町芦田にお生まれの方で、大学 卒業後、有限会社菊屋に入社され、現在は専務取締役としてその手腕を発揮されてお ります。池田氏は温厚実直で、立科町商工会青年部長、同商業部会副部会長、芦田宿商業会長、また、立科小学校PTA会長を務められるなど、地域の信頼・人望も厚く、 立科教育推進にも大きな力を発揮していただけるものと確信をしております。

よろしくご審議の上、同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(田中三江君) これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

「(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号 立科町教育委員選任について同意を求める件を採決します。 この採決は起立により行います。本件について同意することに賛成の方は起立願い ます。

[賛成者起立]

羽場事務局長、確認してください。

着席してください。全員起立です。したがって、同意第5号 立科町教育委員選任 について同意を求める件は、同意することに決定しました。

◎追加日程第4 発議第1号

議長(田中三江君) 次に、追加日程第4 発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対 処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。羽場事務局長。

議会事務局長(羽場雅敏君) 朗読いたします。

発議第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、立科町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。令和3年9月16日提出、提出者、立科町議会議員、今井 清、賛成者、立科町議会議員、森澤文王。

裏面をご覧ください。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩

が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が必要不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

- 1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税 として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日。

長野県北佐久郡立科町議会議長田中三江。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛てでございます。

以上です。

議長(田中三江君) 本案について、提出者の説明を求めます。 6 番、今井 清君、登壇の上、 説明願います。

〈6番 今井 清 登壇〉

6番(今井 清君) 6番、今井 清です。

それでは、意見書の提出の説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしています。このような中、地方財政は、令和4年度以降も巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。したがって、国に対して、地方一般財源の確保や地方税制改正など地方財政対策を確実に講じるよう求

めるものであります。

内容につきましては、先ほど局長から説明がございましたとおりでございます。 以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認め頂きますよう、よろしくお願い いたします。

議長(田中三江君) これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔(なし)の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔(異議なし)の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。 これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和3年第3回立科町議会定例会を閉会とします。理事者、関代表監査委員、議員 各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

(午後4時02分 閉会)